

## 被害認定基準運用指針改定案への各委員からの主なご意見と当該意見への対応案

No	意見	対応案
1	○地震の場合、第1次調査を実施せずに、第2次調査から実施する選択肢もあることを明記すべきである。	御指摘を踏まえ、調査棟数が少ない時など、第1次調査を実施せずに、第2次調査から実施する選択肢もあることを第1編に追記する。
2	○水害の中でも津波被害のような調査棟数が膨大になる場合には、改定案の調査方法では対応しきれないことも想定されるため、外観調査と内観調査を分けて実施することも検討すべき旨を記載し、フローにも明示することとしてはどうか。	調査棟数が膨大になること等により、水害による住家被害の調査を2段階に分ける方法については、今後研究してまいりたい。
3	○再調査をフローの中に組み込むと、結果的に再調査の件数が増えるのでないか。記載しないこととするか、“不服申立対応”又は“不服申立処理”のような表現とすべきである。	御指摘を踏まえ、被害認定フロー中の「再調査」を「被災者から不服の申立てがあった場合の対応」に修正する。
4	○非木造の住家の30cm以上沈下による「一見全壊」については、基礎ぐいを用いる建物に限定するとともに、地盤の沈下は含まないこととするか、一定の傾斜がある場合に限定すべきである。	御指摘を踏まえ、非木造の住家のうち基礎ぐいを用いる建物に限定し、かつ、建物の傾斜が1/60以上である場合に限ることとする（地盤の沈下は含むこととする。）。
5	○応急危険度判定において、非木造の長大構造物のような場合は、全体から見ると、わずかな部分が崩壊していることにより、一見して危険と判定される場合も有り得る。	御指摘を踏まえ、第1編の応急危険度判定結果の活用に関する記述を修正し、「建築物全体又は一部の著しい崩壊・落階」又は「建築物全体又は一部の著しい傾斜」に該当して、応急危険度判定で一見して危険とされても、被害認定で全壊にならない場合について追記する。
6	○風害により非木造の住家の耐力壁に損傷が生じる場合には、飛来物の衝突による損傷も発生すると考えられるので、損傷の例示に加えるべきである。	御指摘を踏まえ、非木造の「耐力壁」の損傷の例示に、飛来物による損傷の例示を追加する。

No	意見	対応案
7	○調査票や住家の損傷状況の写真等の参考資料の位置付けを運用指針に明記すべきである。	御指摘を踏まえ、【総則】の11. その他において、国が被害認定に係る参考資料を必要に応じて整備することを記載する。
8	○見直しにより、調査・判定方法が複雑になった。現場で円滑な被害認定ができるよう、調査票の検討を急ぐ必要がある。	平成21年度に、調査票の様式の検討を行うこととする。
9	○2次調査結果が、1次調査結果よりも低い被害の程度になることも有り得ることを調査員に周知すべき。	今後、運用指針の参考資料等で示すことを検討する。